

第2回学長選考・監察会議議事要録

日 時	令和8年3月24日（火） 13:00～13:55
場 所	オークラアクトシティホテル浜松 3階 メイフェア
出席者	岡部、布村、御室、毛利の各委員（経営協議会） 尾島、才津、瀬藤、佐藤（直）、中村の各委員（教育研究評議会）
欠席者	加陽委員
陪席者	寺田監事、村本監事
事務局	高木事務局次長（総務・教育担当）、大石人事課長

議 事

1 学長の業績評価について

議長から、浜松医科大学学長選考規程第9条第2項の規定により毎年定期的を確認することとなっている学長の業務執行状況の確認を行いたいと提案があり、渡邊学長による業務執行状況のプレゼンテーションの実施後に、評価を行った。

評価の基準として、学長選考時に設定されていた学長選考基準、就任時の所信に掲げた項目、その他本会議が定める項目として、本学の中期計画に沿っているかという3つの観点を設定し、意見交換を行った結果、総合的に判断して、令和7年度（就任1年目）の業務を適切に執行されていることを確認した。

なお、議長から、学長の業績評価結果を浜松医科大学ホームページに公表することとしたいと提案があり、了承した。

2 課題への検討結果及び対応について

議長から、以前より継続して検討している学長選考時の課題について、これまでの検討結果を踏まえた対応案に対して、意見を伺いたいと提案があり、審議の結果、対応案のとおり決定した。

なお、議長から、次回委員会をメールで開催し、対応案に沿った規則の改正案を審議したいと提案があり、了承した。

[課題と検討結果及び対応]

I. 学長候補者の推薦及び推薦者の取り扱いについて

- ・推薦人の人数を10名程度の連記とする。
- ・専用の様式を設け、12名程度連記できるようにする。提出できるのは1枚のみとする。
- ・推薦は、自薦、他薦いずれも可とするが、いずれも同数の学内の教授、准教授又は経営協議会委員の推薦人を必要とする
- ・他薦の場合は、被推薦者本人の同意を書面で得た上で、推薦書類と所信書等

応募書類を同時に提出することとする。

- ・自薦の場合は、推薦書類と所信書等応募書類を同時に提出することとする。
- ・書類を提出する者は本人、推薦人を問わない。
- ・守秘義務を明確にした上で、選考委員には推薦人氏名を公表する。

II. 委員辞職の問題

- ・自薦、他薦に関わらず、応募書類提出期限後に辞職することとする。

III. 面接の実施について

- ・面接を恒常的に実施することとする。

IV. 公開ヒアリングの在り方

- ・必要に応じて、質問者の匿名性に配慮するなどして、現行の公開ヒアリングのまま実施する。学外委員が学内教職員の意見や懸念事項を知る機会とする。

以上